令和８年第６回（２０２６年第６回）

八街市農業委員会総会

令和８年６月９日

八 街 市 農 業 委 員 会

令和８年第６回（２０２６年第６回）農業委員会総会

令和８年６月９日午後３時００分　八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

１．出席者

＜農業委員＞

１．古市正繁	５．久野紀子	９．今関富士子
２．山本元一	６．中村勝行	10．貫井正美
３．小川正夫	７．深澤一郎	11．岩品要助
４．望月浩樹	８．円城寺伸夫	

＜農地利用最適化推進委員＞

１．清水　隆	７．松下雅弘	13．小倉　正
２．内貴光男	８．山本和秀	15．古川儀行
３．伊藤勇士	９．小山哲章	16．加藤秀雄
４．保谷研一	10．飛田芳文	17．井口裕史
５．浅羽宏明	11．鈴木弘明	18．山本　健
６．松原　勝	12．今井定男	

２．欠席者

＜農地利用最適化推進委員＞

14．鵜澤良一

３．事務局

事務局長	齋藤康博	係　　長	太田謙一
主　　査	小川由佳	主任主事	梅澤孝行

４．議決事項

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３号　農用地利用集積等促進計画（案）の承認について【一括】

議案第４号　令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

５．その他

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

〇齋藤事務局長

開会を宣す。（午後３時０５分）

〇岩品会長

さて、今月の案件は農地法第３条、５条本体で５件、その他議案２件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は１０名です。この総会は成立しました。

また、農地利用最適化推進委員の出席委員は１７名です。

なお、推進委員の鵜澤委員より欠席の連絡がありました。

また、農業委員の小川委員より遅刻の報告がありました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

〇齋藤事務局長

それでは、会務報告いたします。

５月１１日月曜日午後１時３０分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第１班、山本元一班長、中村委員、深澤委員で実施いたしました。

５月１３日水曜日午後２時より、印旛郡市農業委員会連合会通常総会に、岩品会長にご出席いただきました。

５月２０日水曜日午後１時３０分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第２班、古市班長、小川委員、久野委員で実施いたしました。

５月２９日金曜日午後１時３０分より、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を調査委員会調査班第２班、古市班長、小川委員、久野委員、井口推進委員、松原推進委員で実施いたしました。

６月２日火曜日午後１時３０分より、調査委員会面接調査を調査委員会調査班第２班、古市班長、小川委員、久野委員、井口推進委員、松原推進委員で実施いたしました。

６月９日火曜日午後２時より、役員会を開催し、岩品会長、貫井副会長、山本元一班長、古市班長、望月班長、山本和秀推進委員で実施いたしました。

私からは以上です。

〇岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することで、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は、議席番号３番、小川委員、４番、望月委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

〇小川主査

議案書の３ページをご覧ください。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号１、区分、贈与、所在、八街字七本松地先、地目、畑、面積９５０平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが農業をしていないため。

以上です。

〇岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第１号１番について、松下委員、調査報告をお願いします。

〇松下委員

議案第１号１番、農地法第３条申請に係る調査結果についてご報告申し上げます。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請です。

申請地についてですが、位置は八街駅より西へ約４キロメートルに位置し、進入路は市道より確保されています。現状は耕作されている畑です。

この案件は義務者が相続で農地を取得したが、農業をしていないため、権利者に贈与による所有権の移転をする申請です。申請面積は９５０平方メートルです。

次に農地法第３条第２項の不許可基準に該当するか否かについてご報告します。

権利者が所有する農機具は、トラクター１台、耕耘機１台、軽トラック１台です。労働力は２名で、２名ともに年間３００日であり、技術力においても問題なく、年間１５０日以上の農作業従事日数を満たしております。また過去３年間における農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は落花生、スイカ、人参を作付する予定です。通作距離は自宅に隣接しているため、徒歩で１分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第３条第２項各号の不許可基準に該当しておりませんので、何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

〇岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第１号１番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

〇岩品会長

挙手全員ですので、１番は許可することに決定します。

次に、議案第１号４番は調査委員会案件です。

調査班第２班が担当したので、古市班長、調査報告をお願いします。

〇古市委員

番号４は調査班第２班が担当しましたので、調査報告いたします。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について。

番号４、区分、売買、所在、東吉田字和田地先、地目、畑、面積９５２平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたいため。義務者事由、相続で農地を取得したが農業をしていないため。

当該申請は、永住権を得ている外国人が農地を取得して、新規で就農したいというものです。

５月２９日午後１時３０分より、調査班第２班、私と小川委員、久野委員、地元推進委員の井口委員、松原委員、事務局から齋藤局長、三好主任主事で現地調査を行いました。

また、６月２日午後２時３０分から、市役所第１会議室にて、調査班２班と推進委員の井口委員、松原委員、事務局から齋藤局長、小川主査、申請者側から、権利者と権利者の夫、代理人の不動産会社社長の出席で面接調査を行いました。

申請地について、位置は市役所から南西に約３．５キロメートル、境界は石杭にて確定しております。現況は遊休農地となり、背の低い草に覆われています。進入路は市道に面しており、確保されております。

申請地は、第１種農地となります。

新規就農の理由は、千葉市に自己所有の土地で耕作していますが、山林を開拓した土地のため、農地取得し栽培出荷をしたいということでした。

当該申請の申請地の選定理由は、広い農地で、周囲も農地のため栽培に適しており、農業に打ち込める環境のため選んだということでした。

権利者は３年間自己所有地で農業を営んでおり、それ以前は市民農園で耕作を行っていました。

営農計画は、モリンガ、和名はわさびの木というものです。また、カレーリーフを栽培いたします。収穫した葉っぱは東京西葛西のスーパーに卸すそうです。モリンガという植物は一年草で成長が早いために、実生や苗からの栽培を行います。カレーリーフは多くの収量を得るためには３年ほど育苗。苗を育てた状態からになるそうですが、ある程度、寒さに多少弱いために、パイプハウスなどで越冬させるということです。千葉市の農場においては、パイプハウスでの越冬は実証済みとのことでした。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、耕耘機２台、草刈り機１台、バン１台、今後はトラクター等を導入予定です。倉庫用として、パイプハウスも建築したいとのことでした。労働力は権利者１名で、週末に権利者の夫が手伝いに入るそうです。農作業従事日数は権利者１５０日、夫が５０日。必要に応じて雇用も考えているそうです。

通作距離は自宅から約５０キロメートル、車で９０分程度です。

近隣からの苦情に対しては、コミュニケーションをとりながら速やかに対応するとのことでした。

その他、参考となる事項として、農機具の保管場所、作業場として、パイプハウスを建築予定だが、種類、規模によっては転用許可が必要なことや農家台帳に記載されることを確認いたしました。

今後は申請地近隣で規模拡大も目指したいとのことです。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。本案件は、農地法第３条第２項の不許可基準に該当しておりませんので、何ら問題ないものと思われ、調査班第２班としましては、許可相当と判断しました。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

どうぞ。

○浅羽委員

ちょっとお伺いしたいんですけども、この方は何人であって、妻帯者なんだとは思うんですけども、女性の方の申請かなと、ちょっと思ったんですけど。

○岩品会長

どうぞ。

○古市委員

女性です。女性で、インド人です。

○岩品会長

ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第１号４番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、４番は許可することに決定します。

次に、議案第１号５番も調査委員会案件です。

調査班第２班が担当したので、古市班長、調査報告をお願いします。

○古市委員

番号５も調査班第２班が担当しましたので、調査報告いたします。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について。

番号５、区分、賃貸借、所在、吉倉字ナガラミ地先、地目、畑、面積３７３平方メートルほ

か１０筆、計１１筆の合計６，５８９平方メートル。権利者事由、農地法第３条第３項の適用を受けて、新規で農業参入し農業経営を始めたいため。義務者事由、相続により農地を取得したが、農業をしておらず、市外在住のため農地の管理が難しいため。

５月２９日午後１時３０分より、調査班、先ほどのメンバーと一緒で現地調査を行いました。

また、６月２日午後１時３０分から、市役所第１会議室において、調査班２班のメンバーと推進委員井口委員、松原委員、事務局から齋藤局長、小川主査、申請者側から権利者代理の従業員の出席で面接調査を行いました。

申請地は、市役所から南西に約３．５キロメートルに位置し、境界を確定しております。現況は遊休農地の雑草を除去し、農地復元のために耕耘を開始した状態でした。進入路は市道により確保されております。

権利者は、葬儀会社のグループ会社で、ケータリング事業を行っており、ピーナッツの焼き菓子やペットフードなどを製造しております。

申請地での営農計画は落花生を栽培し、出荷先は自社の加工工場へ原料として卸すこととのことです。

申請地を選定した理由は、ピーナッツバター原料仕入れ先の知人の紹介で、栽培技術もその知人の指導を受けて作付を行うということです。可能であれば、今シーズンから作付を開始したいとのことでした。

主な所有農機具は、トラクター１台、マルチャー。今後は脱穀機、その他作業に必要な機械類を随時導入する予定です。農機具の保管場所として、倉庫を建築したいとのことでした。農業従事者は役員２名で、年間従事日数１８０日、今後は２００日程度に増やす予定です。その他雇用については、人手が必要な場合は別部署の社員を招集します。また、アルバイト、パートの雇用もいずれ考えていきたいとのことでした。

会社から通作距離は３６キロメートル、車で約４０分から５０分です。近隣から苦情があった場合は速やかに対応したいとのことです。

その他、参考事項として、農地法及びその他法令の手続きが必要となる場合は、関係機関に許可を得る必要があることを確認いたしました。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

実績はまだありませんが、今後農地所有適格法人となる計画や、規模拡大も視野に入れているとのことでしたので、調査班第２班としては許可相当と判断しました。

ただし本案件は、農地所有適格法人以外の法人であることから、農地法第３条第５項、農地利用権取得後において、耕作または養畜の事業に供すべき農地等を適正に理由なく効率的に利用しないと認められたときは、許可を取り消す。及び農地法第６条の２による、毎年農地の利用状況を報告することを許可条件に付することが妥当と考えます。

以上で、調査報告を終わります。

〇岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第１号５番を条件付で許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、５番は条件付で許可することに決定します。

次に、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。

（小川委員入室：会議出席）

○岩品会長

事務局、説明願います。

太田係長、お願いします。

○太田係長

それでは、議案書５ページをご覧ください。

議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号１、区分、売買、所在、八街字大池地先、地目、畑、面積４０７平方メートル。転用目的、広場及び駐車場（４台）用地。転用事由、隣接地に児童福祉施設を建設しているが、その施設の子供たちの遊び場及び施設の利用者の駐車場として整備し、利用したいというものです。農地の区分は、用途地域内の第２種中高層住居専用地域にある農地であり、第３種農地と判断されます。

番号２、区分、売買、所在、八街字追分台地先、地目、畑、面積２３１平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在賃貸住宅に居住しているが、結婚を機に当該申請地を取得し、専用住宅を建築し、居住したいというものです。農地の区分は、用途地域内の第１種住居専用地域にある農地であり、第３種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第２号１番、２番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

○内貴委員

議案第２号１番から報告します。

農地法第５条の申請に係る調査結果について報告します。立地基準ですが、申請地は八街駅より東に約１キロメートルに位置し、進入路は市道により確保されています。

農地区分としては、事務指針３０ページ、④のⓑの（ウ）に該当するため、第３種農地と判断しました。

一般基準ですが、権利者は、当該申請地４０７平方メートルを取得し、現在建設中の児童福

祉施設に入所した子供たちの野外の遊び場及び利用者の駐車場として利用するもので、面積は妥当と思われます。事業計画としては、現状の地盤を利用するため、埋立等は行いません。用水は上水、生活雑排水はなし、雨水は敷地内浸透です。

防災計画として、工事中は通勤通学の時間帯は避けるようにします。

周辺農地への影響ですが、周囲は住宅地となっているため、その影響は心配ありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

続いて、議案第２号２番です。

農地法第５条の申請に係る調査結果について報告します。

立地基準ですが、申請地は八街駅より東に約２キロメートルに位置し、進入路は、私道所有者通行承諾により確保されています。

農地区分としては、事務指針３０ページ、④のⓑの（ウ）に該当するため、第３種農地と判断しました。

一般基準ですが、権利者は当該申請地２３１平方メートルを取得し、住居及び駐車場２台分とするもので、面積は妥当と思われます。

事業計画としては、用水は、上水道は前面道路給水管より、雨水は宅地内浸透、汚水雑排水は公共下水管に接続します。

周辺は住宅地となっており農地への影響はないものと思われます。

日照、通風への影響が少なくなるよう平屋建てとし、土砂流出防止のため、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置します。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上で、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第２号１番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、１番は許可相当に決定します。

次に、議案第２号２番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、２番は許可相当に決定します。

会議中ですが、ここで１５分間休憩します。

休憩　午後３時３１分

再開　午後３時４６分

〇岩品会長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりします。

小川委員が遅刻のため、議事録署名委員に久野委員を追加で指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇岩品会長

ご異議がないので、久野委員を追加で署名委員とすることに決定しました。

それでは、議事に入ります。

次に議案第３号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてを一括議題とします。

事務局、説明願います。

小川主査、お願いします。

〇小川主査

議案書６ページをご覧ください。

議案第３号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について【一括】をご説明いたします。本件につきましては、令和８年５月２５日付けで、八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号１、所在、八街字立合松西地先、地目、畑、面積２，７７５平方メートルほか１筆、計２筆の合計面積６，４７３平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１３年８月３１日まで、新規です。

番号２、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積３，０７７平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和１３年８月３１日まで、新規です。

番号３、所在、八街字東金道地先、地目、畑、面積５，１４１平方メートルのうち３，０００平方メートルほか１筆、計２筆の合計面積１万３，０００平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和１３年８月３１日まで、新規です。

番号４、所在、八街字松富地先、地目、畑、面積４，５９８平方メートルのうち１，５５８平方メートルほか２筆、計３筆の合計面積２，０００平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１３年８月３１日まで、新規です。

続いて番号５、所在、八街字松富地先、地目、畑、面積４，５９８平方メートルのうち３，０４０平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１３年８月３１日まで、新規です。

番号６、所在、八街字東駒袋地先、地目、畑、面積１万６，８１６平方メートルのうち８，０００平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１３年８月３１日

まで、新規です。

番号７、八街字東崎地先、地目、畑、面積１，０５８平方メートルほか１筆、計２筆の合計面積１，５８８平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１３年８月３１日まで、新規です。

番号８、所在、東吉田字荒老地先、地目、畑、面積４，０６０平方メートルほか２筆、計３筆の合計面積６，１２６平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１８年８月３１日まで、新規です。

番号９、所在、東吉田字荒老地先、地目、畑、面積２，８９１平方メートルほか２筆、計３筆の合計面積１万４０００平方メートル、利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和１３年８月３１日まで、新規です。

番号１０、所在、滝台字丹野台地先、地目、畑、面積３０４平方メートルほか１０筆、計１１筆の合計面積１万４，４４５平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和１８年８月３１日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号１から１０の各案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項に規定する案件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

古川委員。

○古川委員

今回の面積要件の中で、結構何平方メートルのうち幾つというのが結構件数が多いんですけれども、これは元々何平方メートルのうち何平方メートルというのが、園芸協会がいわゆる農地中間管理機構で請け負っている面積という捉え方なんでしょうか。それとも、もともと元の面積を全部園芸協会が受けているけれども、そのうちの一部を権利を設定するという考え方なんでしょうか。どちらになっているんでしょうか。

○岩品会長

どうぞ。

○古川委員

もともとの申請の面積が、園芸協会が管理しているというか、受けている面積になります。

○岩品会長

ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第３号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

〇岩品会長

挙手全員ですので、議案第３号は承認することに決定します。

次に、議案第４号、令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。

事務局、説明願います。

太田係長、お願いします。

〇太田係長

それでは、議案書９ページ、議案第４号、令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

お手元の資料で別紙であります別紙様式５と書いてある資料をご覧ください。

農業委員会の事務の情報公開につきましては、令和４年４月２日付けで、農林水産省経営局長及び同農地政策課長からの通知によりまして、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の農業委員会における事務の実施状況に関する情報について毎年３月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、実績を翌年６月末までに公表することとされまして、また公表した内容をインターネット等で公表することとなっております。

それではお手元の資料をご覧ください。

Ⅰの農業委員会の状況につきましては、前年度目標設定を行った時点の令和７年４月１日現在の状況が記載されております。

次のページになります。Ⅱの最適化活動の実施状況の１。最適化活動の成果目標（１）農地の集積、③実績につきましては、新規集積面積９１ヘクタール。今年度末の集積面積累計１，３９７ヘクタール。今年度末の集積率４３．４％。目標に対する達成状況は９１．２％となりました。

農業委員会の点検結果につきましては、「委員の日々の活動により集積面積の拡大を行えた」ということになりました。

（２）遊休農地の発生防止・解消。次のページになりますが、③実績につきましては、緑区分の遊休農地の解消はありませんでした。④その他につきましては、令和７年度に実施した農地の利用状況調査の結果となっております。１号遊休農地は１４６．３ヘクタールあり、うち緑区分の遊休農地が０ヘクタールでありました。黄区分の遊休農地が１４６．３ヘクタールとなっており、その後所有者に利用意向調査を実施いたしました。

農業委員会の点検結果につきましては、「緑区分の解消以外にも、黄区分についても農地の貸借等により遊休農地の減少を行った」ということになりました。

（３）新規参入の促進。次のページになります。③の実績につきましては、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積はありませんでした。参考といたしまして、令和７年度中の参入経営体は１０経営体。取得農地面積５．９ヘクタール。

農業委員会の点検結果につきましては、「新規の参入にあたっては、調査委員会を開催し、新規営農者へアドバイス等を行った」ということになりました。

２、最適化活動の活動目標。（２）活動強化月間の設定、②実績につきましては、９月に遊休農地の発生防止・解消のためのパトロールを実施したこと、１０月・１１月は年金加入の強化月間で回ったときに、併せて農地の集積について話をしたということで記載いたしました。

続いて次のページになります。（３）新規参入相談会への参加については日程が合わず実施できておりません。

目標の達成状況の評語については、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

次のページになります。Ⅲ事務の実施状況につきましては、１総会、部会の開催実績、２農地法第３条に基づく許可事務、３農地転用に関する事務、４違反転用への対応について記載されております。

以上の内容につきまして、インターネットへの公表について承認を求めるものです。

以上です。

〇岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第４号を公表することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

〇岩品会長

挙手全員ですので、議案第４号は公表することに決定します。

次に、報告第１号についてを議題とします。

事務局より報告第１号を、小川主査、説明願います。

〇小川主査

議案書10ページをご覧ください。

報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてをご説明いたします。

番号１、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積１万８，３５８平方メートルのうち２６０平方メートルほか５筆、計６筆の合計１０１５．９２平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和８年５月６日です。

以上です。

〇岩品会長

ただいまの報告事項は事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等はありませんか。

どうぞ。

〇貫井委員

記憶違いだと申し訳ないんですけど、賃貸人は農地所有適格法人を自分で作ったところだと思うんですよね。それが、自分で貸して自分で借りるということはどういうメリットがあるん

でしょうか。解約してあったら構わないですけど、何かメリットがあってそういうことをする（聴取不能）ですね。

○岩品会長

どうぞ。

○齋藤事務局長

個人で経営するよりも法人化したほうが、税金面など、有利な面があります。自分の所有、今回の場合ですと家族が所有する土地を会社へ貸して経営するという形をとっています。法人のほうが利益、メリットはあるということです。今回の解約についてですが、こちら、全部の面積を解約するわけではなくて、一部解約ということでご了解いただければと思います。

○岩品会長

よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

○齋藤事務局長

閉会を宣す。（午後４時０４分）

議事録署名人

議　　長

３　　番

４　　番

５　　番